

浜田 会議所だより



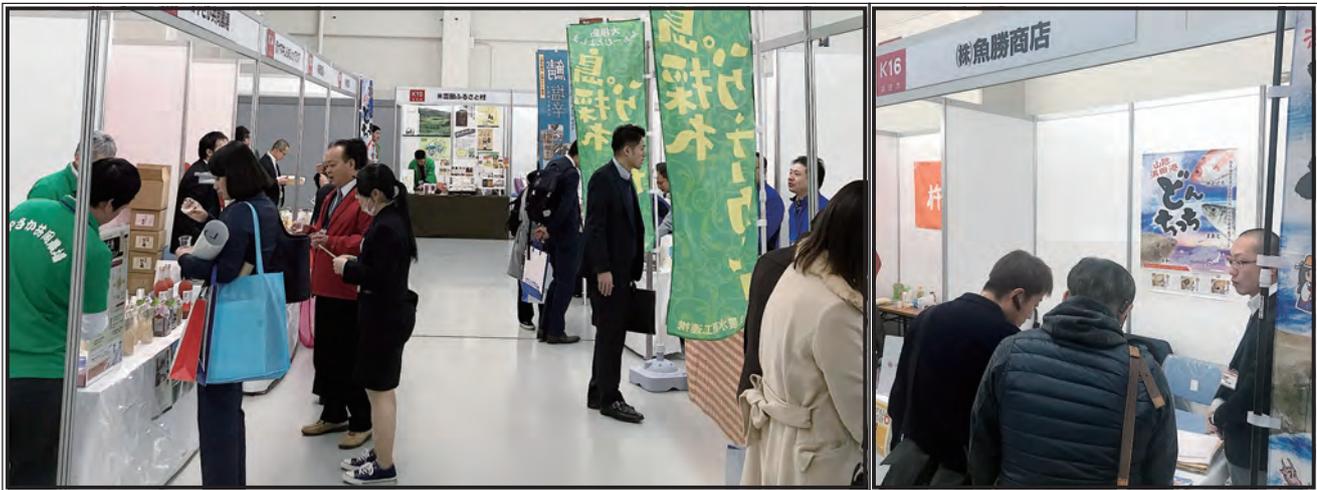
HAMADA CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

浜田商工会議所ホームページ <http://www.hamada-cci.or.jp/>



ときを超えて 明日につなぐ
400年に想う未来—新たな浜田の物語

第17回ビジネスフェア中四国2019 ～中四国最大級のイベントに182企業・団体が集う～



平成31年2月8日(金)～9日(土)の2日間にわたり、広島市中小企業会館総合展示館を会場として第17回ビジネスフェア中四国2019が開催されました。

このフェアは、中四国地方の企業・団体が熱意とこだわりをもって開発した商品を一堂に集めた、当地域最大級の見本市です。

今回のビジネスフェアには、当所会員から、株式会社魚勝商店、山陰クボタ水道用材株式会社、有限会社島根ポーク ケンボロー手作りハム工房、合資会社ヤマキンの4社が出展しました。

【速報値】

- ・バイヤー来場者数(2日間合計) 460社 710名
- ・商談件数 4,330件 【内訳】 2,460件(2/8) 1,870件(2/9)
- ・一般来場者数(2月9日のみ) 3,146名

全国から集まるバイヤーとのビジネスマッチングの場として定着しており、今後、成約に向けたそれぞれの取り組みが重要となってきます。

来年開催予定の『第18回ビジネスフェア中四国2020(仮称)』について詳細が決まりましたら、ご案内いたしますので、ぜひご参加をご検討ください。

< 今 月 の 内 容 >

- 1 P 第17回ビジネスフェア中四国2019
- 2 P 会議所月報
- 3 P 浜っ子春まつり開催日決定
マル経
浜田市・石央商工会との意見交換会

- 4 P 専門家による事業承継相談会
商工会議所共済制度
商工会議所2階テナント募集
- 5 P 青年部レポート
- 6 P 浜田市景況レポート
- 7 P 消費税軽減税率対策補助金の概要
- 8 P 働き方改革のポイント

会議所月報 (2月12日～3月11日)

第217回常議員会の報告 (2月12日開催)

協議事項

1. 会議所会員加入承諾について

[10月末会員数] 1,170 [1月末会員数] 1,175
 [平成30年4月1日現在商工業者数] 2,290
 [組織率] 51.31%
 加入事業所数: 8 退会事業所数: 3

報告事項

1. 海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた要望活動について

2. 石央商工会・浜田商工会議所の意見交換会

3. 3号議員職務執行者の変更について

株式会社山陰中央新報社
 取締役西部本社代表 福丸 泰文 氏
 (前任者: 枝広 繁樹 氏)
 株式会社島根銀行 浜田支店
 支店長 豊島 泉 氏
 (前任者: 朝原 啓六 氏)

4. 2号議員職務執行者の変更について

アクサ生命保険株式会社 山陰支社
 支店長 大和 成吉 氏
 (前任者: 六反田 強 氏)

5. 通常議員総会

日時: 平成31年3月29日(金)
 17時00分から
 場所: 浜田ニューキャッスルホテル

事業説明

①「ポルセイド浜田へのお願いについて ～フットサルで浜田市を元気に～」

説明: ポルセイド浜田

代表 三井 茂 氏
 ゼネラルマネジャー 矢野 友和 氏

②「電話対応コンクールについて」

説明: 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会
 島根支部 事務局長 立花 俊信 氏
 西日本電信電話株式会社
 浜田営業支店 支店長 益永 洋 氏

新入会員のご案内 / ご入会いただきありがとうございます (敬称略)

■ 下野電器サービス	浜田市竹迫町	電器製品メンテナンス
■ 株式会社S Kカンパニー	浜田市治和町	訪問介護事業
■ 三代目網元 魚鮮水産 浜田駅前店	浜田市黒川町	飲食業
■ 割烹居酒屋 木楽	浜田市相生町	飲食業
■ 合同会社 豊栄	浜田市熱田町	運送業
■ Beauty Eye's YU	浜田市竹迫町	美容業
■ スナック 一凛	浜田市浅井町	飲食業
■ K S H	浜田市天満町	リース焼肉網等の洗浄

会議所の動き

2月12日(火)	島根県西部勤労者共済会理事会	2月19日(火)	中国地方商工会議所連合会事務局長会議
2月13日(水)	はまだ産業振興機構事務局会議	2月20日(水)	リテールマーケティング検定試験
2月14日(木)	浜田港拠点化形成研究会 ワーキンググループ会議	2月24日(日)	簿記検定試験
2月14日(木)	石見4市商工会議所会頭会議	2月26日(火)	事業承継個別相談会
2月15日(金)	浜田市共同募金審査会	3月 5日(火)	しまねフォーラム・エネルギー問題 協議会交流会
2月15日(金)	島根県西部勤労者共済会評議委員会	3月 6日(水)	島根県下商工会議所副会頭会議
2月15日(金)	島根経済同友会新春放談会	3月 8日(金)	浜田市共同募金運営委員会
2月19日(火)	石見観光振興協議会事業等説明会		

「浜っ子春まつり」開催日 決定!



今年も浜田の春の風物詩「浜っ子春まつり」の時期がやってまいりました。
この日は江戸時代にタイムスリップして「浜っ子春まつり」を楽しんでください!!

開催日時 >> **平成31年4月29日(月・祝)** <小雨決行・雨天中止>
10時30分～16時30分(予定)

コース >> 栄町=新町=紺屋町=朝日町=浜田橋=石中央文化ホール=銀天街
協賛イベント >> 商店街「楽市」<新町・紺屋町・朝日町・銀天街>
各所でイベントが行われる予定です。

お問い合わせ >> 浜っ子春まつり実行委員会事務局
(一般社団法人 浜田市観光協会内)
TEL : 0855-24-1085

マル経資金 (経営改善貸付) - 無担保・無保証人・小規模事業者経営改善資金 -

マル経資金は、安心・有利な公的融資制度、小規模事業者の方々の経営の改善に役立てて頂くための国の融資制度です。

運転資金・設備資金 **2,000万円** 利率 **1.11%** (固定金利) 返済期間
(平成31年2月14日現在) (据置1年以内を含む) **最長7年**
設備資金 **最長10年**
(据置2年以内を含む)

※運転資金・設備資金は今回の申込金額と利用残高の合計が1,500万円を超える場合、事業計画書、報告書が必要となります。

マル経資金のメリット

- ① 担保、保証人、信用保証とも一切不要です。
- ② 保証料、手数料とも不要、金利は実質金利です。
- ③ 借入後の金利変動がない固定金利です。
- ④ 安心して利用できる国の融資制度です。

融資の対象者

- ① 現在、旧浜田市内で1年以上事業を営んでいる方
- ② 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下)の方
- ③ 納税すべき税金(所得税・法人税・事業税・住民税)を完納している方
- ④ 従前から浜田商工会議所の経営指導を受けている方 ⑤ 日本政策金融公庫の対象事業である方

お問い合わせ 浜田商工会議所 中小企業相談所 TEL : 0855-22-3025

浜田市・石中央商工会・浜田商工会議所意見交換会報告

平成31年2月4日(月)、ホテル松尾において、浜田市・石中央商工会・浜田商工会議所の3団体よるとの意見交換会を開催しました。

当所からは、榎山会頭、吉田副会頭、吉本副会頭、福濱副会頭、岡田専務理事、恵美須事務局長、白根商工振興課長の7名が出席し、それぞれの事業について意見交換を行いました。

【石中央商工会】

- ◇ 三隅火力発電所建設工事関連の状況

【浜田商工会議所】

- ◇ いわみ特産品商談会2018事業報告

\\ お店のチラシ、折り込みませんか? //

浜田商工会議所では毎月15日(8月、12月を除く)に『商工会議所だより』を発行し、全会員事業所、官公庁を含めた、約1,300ヶ所に配布しています。

キャンペーンや催事に合わせて、お店のチラシを折り込み(有料)、『商工会議所だより』を有効活用してみませんか?

<チラシ折込のご相談は、浜田商工会議所 TEL : 0855-22-3025 まで>

共済の加入・脱退の手続き お済みですか？

春は人事異動の時期です。現在、商工会議所共済制度の『生命共済制度・漁火』および『特定退職金共済制度』をご利用の事業所さんで、新規雇用をされた方がおられましたら、ご加入手続きをよろしくお願いたします。

現在共済制度をご利用でない事業所さんにつきましては、この春から始められませんか？

『生命共済制度・漁火』

割安な掛金で、業務上、業務外を問わず24時間保障の上、ガン死亡特約付きです。さらに当所独自の見舞金や祝金制度も充実しております。その上、毎年収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、契約者あてに契約者配当金をお支払します。

『特定退職金共済制度』

老後保障という意味からも中小企業でも設けているところが多くなりました。これは、従業員の退職後の生活に経済的な保障を与えることにより、採用はもちろん勤務意欲や定着化を高めるうえで重要な役割を持つ労働条件の1つであると言えます。

福利厚生充実の企業価値を高め、優秀な人材確保に役立ちます。是非ご検討ください。

事業所新規加入、追加加入、増口等の手続詳細については、下記へお気軽にお尋ねください。

浜田商工会議所

TEL：0855-22-3025

専門家による 事業承継相談会

無料

日時

平成31年3月26日(火)
10時 ~ 15時

場所

浜田商工会議所

相談員

中小企業基盤整備機構 中国本部
事業承継コーディネーター
村上 弘基 氏

島根県事業承継推進員
佐田 正徳 氏

《ご予約・お問合せ先》

浜田商工会議所

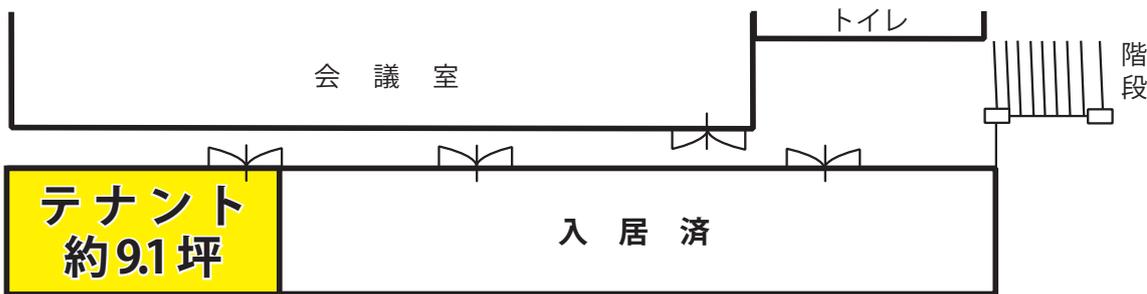
TEL：0855-22-3025

※なお、上記以外でも相談を受け付けておりますので
お気軽にお問合せください。

新たなテナントオフィスをお探しの皆様へ

会議所2階テナント入居事業所募集！！

浜田商工会議所では、2階テナントの入居事業所を募集しています。詳細については、お問い合わせください。



(道路側)

外
観



内
装



《お問い合わせ》

浜田商工会議所 総務課 (〒697-0027 浜田市殿町 124-2)

TEL 0855-22-3025

FAX 0855-22-5400

浜田商工会議所 三月号 青年部レポート

二月例会

商工会議所大ホール

平成三十一年二月二十日(水)、浜田商工会議所大ホールにて、開府四百年についての理解を深めることを目的として「開府四百年とは何か」と題して講演会を行いました。

当日は原田会長のあいさつで始まり、四百年の歴史をパワーポイントで作成した写真等の資料を基に浜田と関連の深い出来事を中心に振り返りました。

浜田藩時代に始まり、明治、大正、昭和、平成、と順を追って振り返り、浜田藩時代では当時の浜田城ならびに城下町の様子や会津屋八右衛門、加賀見山事件、第二次長州征伐の様子などを復習しました。明治時代では北前船、浜田地震、歩兵第二二連隊の移設、大

平成三十年
島根県商工会議所青年部連合会
第三回連絡会議・臨時役員総会

パレット江津

正時代には浜田駅の開業を取り上げました。昭和では広浜鉄道、浜田駅前開発、五十八年と六十三年に起きた二度の水害についてメンバーの当時の思い出を交えての講演となりました。平成では近年の市内での建造物を中心に五市町村合併後の浜田について学びました。

今回の講演会をきっかけにして、浜田の歴史や文化について理解を深め、次年度の市を中心とした様々な活動やイベントに対して他団体とも力を合わせて取り組んでいきたいと思えます。開府四百年となる次年度の浜田市をともに盛り上げていく上で有意義な講演会になりました。

(BBクリエイション委員会

川上 真衣

平成三十一年二月二十三日(土)、パレット江津において平成三十年島根県商工会議所青年部連合会第三回連絡会議・臨時役員総会が開催され、浜田YEGより十一名で参加してまいりました。

今年度最後となる今回の連絡会議・総会で、次年度県連役員が正式に承認されました。また、江津YEG青木出向理事から今年度の活動報告もありました。島根県連を代表して日本各地を巡り、諸会議に出席していただいた青木さん、大変お疲れ様でした。引き続きグループを九つに分け、各単会の事業についてと、今後の県連についてディスカッションを行いました。各単会の事業の進め方など浜田と大きく異なることもあり、大変参考になりました。浜田での活動

だけでは分からない多くの気づきや学びが県連にはあり、改めてより多くの浜田YEGメンバーにも参加してほしいと感じました。

その後、会場をパレス和光に移して懇親会が開催され、そこでは浜田YEG藤原監事をはじめ、今年度で青年部を卒業される県下YEGメンバーを祝うセレモニーがありました。皆さんのあいさつでは、ご自身の単会だけでない、島根県連としての熱い思いが伝わりました。とても感動しました。浜田YEGの卒業式でも、卒業される皆様が盛大にお送りしようと思えます。

今年度県青連の主管を務められた江津YEGの皆様、大変お世話になりました。来年度は江津で中国プロック大会も開催されますが、島根県全体で盛り上げていけるよう、浜田YEGも精一杯サポートしていきます。

浜田商工会議所 青年部 新入会員を募集しています！

当青年部は、浜田商工会議所会員事業所の青年経営者及び後継者が地域経済の担い手として自覚し、資質の向上と健全な企業の発展を目指すとともに、浜田市の商工業振興と豊かで活力のある街づくりに寄与することを目的としています。

入会資格

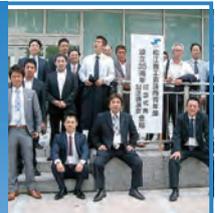
浜田商工会議所会員事業所において、満49歳までの経営者、もしくはそれに準ずる方であれば入会できます。

年会費

36,000円

お問合わせ

浜田商工会議所青年部事務局
〒697-0027 浜田市殿町124-2
TEL: 0855-22-3025 FAX: 0855-22-5400
MAIL: yeg@hamada-cci.or.jp



浜田市景況レポート(平成30年12月号 No.122) 提供: 日本海信用金庫

概況

1. 雇用状況

浜田管内における月間有効求人倍率(パートを含む)は、平成30年10月が1.64倍、11月が1.64倍、12月が1.69倍で推移し、3ヶ月間(10月～12月)の対前年同期比較でみると、前年の1.59倍に対し、今年は1.65倍と上昇している。

平成30年12月の月間有効求人倍率、()内は平成29年12月

全 県	松江管内	出雲管内	大田管内	益田管内	浜田管内
1.91	1.97	1.95	1.60	2.15	1.69
(1.82)	(1.86)	(1.81)	(1.96)	(2.20)	(1.72)

(参考 資料出所 島根労働局職業安定部)

2. 漁業水揚高状況

平成30年10月～12月の漁業水揚高は、数量が4,181t、金額は1,461百万円となっており、前年同期と比較し、数量は21.7%の増加、金額は12.1%の増加となっている。

また、漁業種別水揚金額の増減では、沖合底曳が13.9%の減少、巾着は47.6%の増加、イカ釣は25.6%の増加等となっている。

(1) 水揚高(t)

	28年 10月～ 12月	29年 10月～ 12月	対前年 同期増減比 (%)	30年 10月～ 12月	対前年 同期増減比 (%)
沖合底曳網	1,151	1,313	14.1	1,281	▲2.4
機船巾着網	2,299	1,791	▲22.1	2,520	40.7
い か 釣	69	68	▲1.4	86	26.5
定 置 網	193	110	▲43.0	168	52.7
一 本 釣	28	23	▲17.9	28	21.7
そ の 他	11	59	436.4	37	▲37.3
陸 送	103	70	▲32.0	61	▲12.9
合 計	3,854	3,435	▲10.9	4,181	21.7

(2) 水揚金額(百万円)

	28年 10月～ 12月	29年 10月～ 12月	対前年 同期増減比 (%)	30年 10月～ 12月	対前年 同期増減比 (%)
沖合底曳網	654	653	▲0.2	562	▲13.9
機船巾着網	448	380	▲15.2	561	47.6
い か 釣	96	90	▲6.3	113	25.6
定 置 網	27	20	▲25.9	43	115.0
一 本 釣	34	30	▲11.8	37	23.3
そ の 他	6	20	233.3	20	0.0
陸 送	153	111	▲27.5	125	12.6
合 計	1,417	1,303	▲8.0	1,461	12.1

(参考 資料出所 JFしまね浜田支所)

3. 新設住宅着工戸数

浜田市、江津市、益田市の3市における平成30年9月～平成30年11月の新設住宅着工戸数は、合計154戸となっており、前年同期と比較し26戸減少している。浜田市においては19戸の増加である。

平成30年9月～30年11月()内は前年同期

全県	松江・出雲	大田市	益田市	江津市	浜田市
962	647	37	64	13	77
(1,158)	(812)	(25)	(98)	(24)	(58)

(参考 資料出所 島根県建築住宅課)

4. 島根県信用保証協会保証承諾状況

島根県信用保証協会浜田支店における平成30年10月～12月の保証承諾は、128件の2,184百万円となっており、前年同期と比較し件数は15件の増加、金額は386百万円の増加となっている。

単位: 件、百万円

	平成29年10月～12月		平成30年10月～12月		増	減
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
支店別						
浜田支店	113	1,798	128	2,184	15	386
益田支店	105	1,264	114	1,510	9	246
地区別						
浜 田 市	67	749	83	1,532	16	783
江 津 市	28	779	23	290	△5	△489
益 田 市	74	985	76	818	2	△167
島根県計	802	12,503	881	13,349	79	846

(参考 資料出所 島根県信用保証協会)

5. 瓦の生産・出荷状況

石州瓦工業組合の調査によると、平成30年10月～12月の瓦の生産枚数は、9,020千枚で前年同期比23.1%の減少、出荷枚数は8,799千枚で同8.7%の減少となっている。

6. 公共工事請負契約状況

浜田地区における平成30年10月～12月の公共工事請負金額は、8,096百万円となっており、前年同期と比較し137.8%の増加、益田地区は1,502百万円で同54.6%の減少となっている。

単位: 百万円

	平成29年 10月～12月	平成30年 10月～12月	対前年 同期増減比(%)
浜田地区	3,404	8,096	137.8
益田地区	3,309	1,502	▲54.6
津和野地区	1,608	1,022	▲36.4
川本地区	1,286	1,524	18.5
島根県合計	26,003	31,327	20.5

(参考 資料出所 西日本建設業保証(株)島根支店)

消費税軽減税率制度は「全ての事業者」に影響があります 早急に現状を確認し、計画的に準備を進めましょう

2019年10月1日から、消費税率が10%に引き上げられると同時に消費税の軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度の導入に伴い、消費税率は軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

レジや受発注および請求書管理システムを導入・改修する方への国の補助金制度があります。

2019年9月30日までに導入または改修等が完了したものが対象となりますので、ご注意ください。

《消費税軽減税率対策補助金の概要》

- ・ A型 複数税率対応レジの導入等の支援

- A-1型: レジ 導入型

- A-2型: レジ 改修型

- A-3型: モバイルPOSレジシステム

- A-4型: POSレジシステム

- A-5型: 券売機

- A-6型: 商品マスタの設定

- ・ B型 受発注システムの改修等の支援

- B-1型: 受発注システム 指定事業者改修型

- B-2型: 受発注システム 自己導入型

- ・ C型 区分記載請求書等への対応支援

- C-1型: 請求書管理システム システム改修・導入型

- C-2型: 請求書管理システム ソフトウェア自己導入型



※詳細については、軽減税率制対策補助金事務局 (TEL:0120-398-111 URL: <http://kzt-hojo.jp>)
または当所までお問い合わせください。

国税庁ホームページにて「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」等を公表しております。
アドレスは以下のとおりです。

○消費税の軽減税率制度に関するQ&A (国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>

事業主の皆さまへ

『働き方改革』が始まります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行されます



皆さんご承知の通り「働き方改革関連法」が2018年6月に成立し、7月6日に公布されました。2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。

そこで①一定日数の年次有給休暇の確実な取得②時間外労働の上限導入③不合理な待遇差の禁止について、3回に分けて説明します。今回は、最終回で③不合理な待遇差の禁止について説明します。

③不合理な待遇差の禁止 【パートタイム・有期雇用労働法の施行】 2020年4月1日施行 ※中小企業においては、2021年4月1日適用

【見直しのポイント】

非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）について、以下の(1)~(3)を統一的に整備。

- (1) 不合理な待遇差の禁止
- (2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- (3) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

(1) 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止される。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備。

均衡待遇規定<法第8条> (不合理な待遇差の禁止) ①職務内容（業務の内容+責任の程度をいう）、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定<法第9条> (差別的取扱いの禁止) ①職務内容（業務の内容+責任の程度をいう）、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

- ①均衡待遇規定について、個々の待遇（基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など）ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>
- ②均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>
- ③待遇ごとに判断することを明確化するため、ガイドライン（指針）を策定。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	△ → ○+労使協定
ガイドライン（指針）	× → ○	× → ○	× → ○

(2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主にたいして説明を求めることができるようになる。

- ①有期雇用労働者に対する、雇用管理上の措置の内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務を創設。<法第14条第1項、第2項>
- ②パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、正社員との間の待遇差の内容・理由等を説明する義務を創設。<法第14条第2項>
- ③説明を求めた労働者に対する不利益取扱い禁止規定を創設。<法第14条第3項>

【改正前→改正後】 ○：規定あり ×：規定なし

	パート	有期	派遣
雇用管理上の措置の内容及び説明義務（雇入れ時）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項の説明義務（求めがあった場合）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由の説明義務（求めがあった場合）	× → ○	× → ○	× → ○
不利益取扱いの禁止	× → ○	× → ○	× → ○

※賞金、教育訓練、福利厚生施設の利用など

(3) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

行政による助言・指導等や行政ADRの規定を整備。都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行う。

- ①有期雇用労働者についても、行政による助言・指導等の根拠となる規定を整備。<法第18条>
- ②「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となる。<法第24条、法第25条、法第26条>

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○